

湯沢雄勝広域市町村圏組合における女性職員の活躍の推進に関する  
特定事業主行動計画

令和8年3月31日

特定事業主

湯沢雄勝広域市町村圏組合 管理者

湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防本部消防長

湯沢雄勝広域市町村圏組合（以下「組合」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条の規定に基づき、湯沢雄勝広域市町村圏組合管理者及び消防本部消防長が策定する。

1 計画期間

計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

組合では、次のとおり責任者及び担当部署を定め、組織全体として女性職員の活躍を推進するものとする。

部 局	責任者	担当部署
管理者部局	事務局総務財政課長	事務局総務財政課総務班
消防部局	消防本部総務課長	消防本部総務課総務班

3 女性職員の活躍の推進に向けた取組内容

(1) 職員の子育て支援について

①取組内容：出産を予定している職員及び配偶者が出産を予定している職員に対し、適宜担当者による面談を実施し、職業生活と家庭生活の両立を支援する制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）についての助言を行う。

②数値目標：制度の利用率50%以上

(2) 職業生活と家庭生活の両立に向けた取組について

- ①取組内容：年次有給休暇及び夏季・冬季休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。また、所属長が声掛けを行い、休暇を取得しやすい環境整備に努める。
- ②数値目標：年次有給休暇の取得率50%以上、夏季・冬季休暇取得率100%

(3) 職員採用試験の申込者における女性割合の増加

- ①取組内容：採用試験について、組合ホームページ、広報、ソーシャルメディア等を通して情報発信を広く行い、女性申込者の増加につなげる。また、男女問わず魅力的な職場として選んでもらえるよう、職員が働きやすい環境整備に努める。
- ②数値目標：消防部局において、令和13年度までに3名の女性職員を採用し、職員に占める女性職員の割合を5%に引き上げる。  
※管理者部局は試験実施年が少なく、目標は設けない。

(4) ハラスメント防止に係る取組について

- ①取組内容：内部相談窓口と外部相談窓口を全職員に周知し、ハラスメントフリーの働きやすい職場環境の整備に努める。
- ②数値目標：内部相談窓口となる相談員のハラスメント防止研修受講率50%